

第20号議案

南魚沼市税条例の一部改正について

南魚沼市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市税条例の一部を改正する条例

南魚沼市税条例(平成16年南魚沼市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第44条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。